

WebEC 電子証明書発行サービス利用規定

株式会社オージス総研

株式会社オージス総研（以下「当社」といいます。）は、当社が別途提供する WebEC サービスの利用者に対して電子証明書を発行するサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するにあたり、以下のとおり利用規定（以下「本利用規定」といいます。）を定めます。

第1条（用語の定義）

本利用規定において使用する用語の意味は、次の各号に定める通りとします。

1. 上位文書

「オージス総研電子証明書発行サービス利用規定」

2. 本サービスのサイト

本利用規定の他、本サービス運営に必要な情報を L R A が記載している W e b サイト <https://universe.eCubeNet.com/ogis-lra/CA1/>（2018年2月1日時点の URL であり、変更されることがあり得る）

3. 申請者

本サービスにおいて電子証明書の発行を受けるために L R A へ発行申請の手続きを取る者

4. 利用者

L R A が発行を承諾し電子証明書が発行された申請者

5. 利用企業

WebEC サービスの利用企業

6. 主契約者

WebEC サービスの主契約者

第2条（利用規定の適用）

1. 当社は、WebECサービス利用規約と上位文書、および本利用規定に基づき本サービスを提供するものとし、利用者は当該規約等に従って本サービスを利用するものとし、但し、本利用規定とその他の規約、仕様書などの規定が抵触する場合は、本利用規定が優先して適用されるものとし、本規定に記載がない場合は上位文書およびWebECサービス利用規約に従うものとし、

第3条（本利用規定の変更）

1. 当社は、本利用規定を随時変更することができます。
2. 当社は、前項により本利用規定を変更した場合は、直ちに当社の本サービスのサイト

に掲載することにより利用者に通知するものとします。この場合、本サービスの利用条件その他本利用規定の内容は、サービス利用規約第8条および第36条の定めにかかわらず、サイトに掲載された時点から変更後の本利用規定が適用されます。

3. ただし、当社が必要と判断した場合は、変更前に利用者へ通知する場合があります。

第4条（申請方法）

1. 本サービスの利用を希望する者は、規約等の内容を承諾の上、本サービスの利用申請を行なうものとします。
2. 当社は、申請者からの申請を受付後、以下手続きに従い審査を実施するものとし、申請者による本サービスの利用の可否を判定します。尚、当社は、可否の判定に際して必要と判断した場合には、申請者に対して追加資料および情報の提供を依頼することがあります。この場合、申請者は、当社に対して追加資料および情報を速やかに提出するものとします。

（1）申請者の所属企業の実在性確認

- ・ 申請書に記載の所属企業が WebEC サービスの利用企業であること。
(WebEC サービスへの利用企業追加時の主契約者による承認を以って実在性を担保する。)

（2）申請者の実在性確認

- ・ 申請書に記載の申請者メールアドレスから申請書が送信されていること。
または申請書に記載の申請者から申請書が郵送されていること。

（3）利用者の実在性確認

- ・ 申請書の以下の同意確認欄にて同意の意思が示されていること。
 - 「オージス総研電子証明書発行サービス利用規定」
 - 「WebEC 電子証明書発行サービス利用規定」
- ・ 申請書の以下の確認、了承欄にて確認、了承の意思が示されていること。
 - 「利用者の情報が正しいこと」

附 則

本利用規定は、2018年2月1日から施行します。